

2. 事業の概要と成果	
(1) プロジェクト目標の達成度 (今期事業達成目標)	本事業は、メヘバ元難民再定住地における農機具等の資機材へのアクセス向上、生計活動委員の育成と商品共同輸送体制の構築、生計活動にかかる知識・情報へのアクセス改善、住民の自助グループ組織運営能力強化の活動を通じ、対象住民 328 世帯が生計活動を実施するための基盤を構築した。また、本事業で得られた成果は、住民が耕地を広げたり、研修や勉強会で得た適切な栽培方法の知識を活かして収穫量を向上させたり、これまで育てていた作物の農閑期に新たな作物を育てたりと、収入向上実現のための変化につながっており、上位目標である「メヘバ元難民再定住地において生計活動が活性化され、住民の社会経済的自立が促進される」の達成に貢献している。
(2) 事業内容 実際に行われた事業内容を記載して下さい。申請書に記載された事業内容をそのまま変更することなく実施できた場合には、簡潔な記載のみで結構です。	ザンビア共和国北西部州カルンビラ郡メヘバ元難民再定住地 (G、H 地区) において、11 の自助グループ (328 世帯) を対象に以下の活動を実施した。 (ア) <u>生計手段に必要な資機材の供与</u> 2019 年 11 月に、農業省メヘバ事務所担当者、カルンビラ郡農業局担当者、当会雇用の生計専門家と協議の上、生計活動に必要となる農機具や種苗などの農業資機材 (スタートアップキット) を選定した。同 11 月に、各自助グループ (以下、各グループ) と資機材の管理方法に関する協議の場を設け、農機具の貸出期間や、故障した際の対応等について、グループ毎のルールを定めた。資機材配付後の 2020 年 3 月以降は、各グループが策定したルールに基づいて資機材を管理運用できているかモニタリングを行った。モニタリングでは、貸出期間や、既定の保管場所などのルールが守られていなかったグループにルールの改定を提案し、必要に応じて助言した。こうした働きかけを通じ、各グループが適切なルールに則った管理運用を行い、所属する住民が問題なく資機材を利用できるようになった。 2019 年 11 月 25 日から 12 月 6 日にかけて、後述する (イ) 自助グループ生計活動委員の育成および共同輸送実施支援にて育成した生計活動委員 33 名と、グループリーダーら 20 名の計 53 名を対象に、4 日間に亘るスタートアップキット・資機材使用方法研修を開催した。研修では、座学およびデモンストレーションを多用した実演形式のセッションを設け、参加者は種苗の正しい作付け時期といった栽培方法や、土づくり、肥料および農薬の使用・保管方法について学んだ。特に農薬については使用・保管方法に特段の注意が必要であったため、農薬の供与に近い時期である 2020 年 1 月に研修最終日を設定し、研修で得た知識をすぐに実践できるよう計画した。研修最終日は上述の 53 名に加え、各グループのメンバーにも参加してもらい、総参加者数は 296 名となった。 2019 年 12 月から 2020 年 2 月にかけて、全 11 グループに所属する 328 世帯を対象に、種苗 (トウモロコシ、豆、トマト、玉ねぎなど)、肥料、くわ、斧、草刈り鎌、噴霧器、農薬、増粘剤を含むスタートアップキットを配付した。また 2020 年 3 月から 4 月にかけて、じょうろと、農薬保管箱および南京錠を配付した。 (イ) <u>自助グループ生計活動委員の育成および共同輸送実施支援</u> 2019 年 10 月 25 日から 11 月 11 日にかけて、各自助グループでの協議を通じ、各グループから 3 名ずつの計 33 名を生計活動委員として選出した。 2019 年 11 月 6 日、7 日の日程で、選出された生計活動委員 33 名とグループリーダー、副リーダー 17 名の計 50 名を対象に、生計活動委員育成研修を開催した。研修では、作物栽培にかかる指導や共同輸送の主導といった生計活動委員の

役割に加え、本事業の活動スケジュールを共有し、同委員に期待する具体的な活動内容について洗い出しを行った。2020年2月には、生計活動委員が担当地域を効率良く巡回できるよう、各グループに自転車2台ずつを供与した。自転車の管理方法は各グループの定例会で協議、決定した。

2020年3月5日から3日間の日程で、生計活動委員28名とグループリーダー、副リーダー22名の計50名を対象に、共同輸送準備ワークショップを実施した。ワークショップでは、作物を共同でメヘバ外の市場に持ち込むことで高い売値での販売ができ、利益を最大化できるといった利点を説明し、共同輸送の準備および実施体制について協議した。具体的には、作物の質と量、輸送前の作物収集場所の確認、商品持ち込み先の市場の選択基準および方法、輸送時に各作業を担う担当者、販売実績の記録および利益分配の方法などについて取り上げ、各グループがそれぞれの共同輸送実施にかかる計画やルールを策定した。

2020年7月2日、各グループからの有志計12名が初回の共同輸送を行い、大豆を販売した。以降、2020年11月16日の事業終了までに全11のグループが1回、9グループが2回共同輸送を実施し、トウモロコシ、トマト、玉ねぎ、落花生など、輸送した作物すべてを販売した。事業期間内に2回目を実施しなかった2グループは、例年1月にトウモロコシの市場価格が上昇する傾向があるため、自身の判断によって共同輸送実施時期を延期した。全11グループの初回の共同輸送の際は、輸送費がかさみ収支が赤字となることへの住民の懸念を払拭すること、住民に共同輸送の経験を積んでもらうことを目的とし、当会が輸送費を補助した。2回目は参加者自身が輸送費を負担した。

全グループが初回の共同輸送を実施した後、2020年9月14日から23日にかけて、生計活動委員33名および各グループのリーダー、副リーダー計22名の計55名を対象に共同輸送フォローアップ研修を開催した。研修では実際に共同輸送を行った経験をもとに、同3月の共同輸送準備ワークショップにて策定した共同輸送計画を見直したほか、各グループが活動から得られた学びを共有した。

2020年7月から11月中旬までの共同輸送の準備、実施、実施後の振り返りといった一連の活動を当会職員がモニタリングし、適宜助言を行った。特に共同輸送時には当会職員が市場での販売に同行し、販売担当の住民に対して、市場で販売されている作物の大きさや見た目などに言及し、品質管理の重要性を伝えたり、販売価格を調査し顧客との交渉に活かす必要があることを伝えたりなど、販売方法、在庫管理などにつき適宜助言した。

(ウ) 生計活動に関する情報共有促進及びネットワーク形成

住民が生計活動についての不明点等を問い合わせることができるステークホルダーのリストを作成し、各グループの定例会で共有した。リストには農業省メヘバ事務所、副大統領府移住局ソルウェジ事務所、カルンビラ郡役所担当者などの部署、氏名、事務所所在地、連絡先などの情報を纏めた。

2020年7月1日から3日にかけて、作物栽培にかかる課題や工夫を共有する勉強会を開催し、グループリーダーおよび副リーダー、生計活動委員の計45名が参加した。勉強会には農業省メヘバ事務所および副大統領府移住局からそれぞれ担当者を2名ずつ招待し、参加者間で交わされる議論に対して意見や助言をもらった。また住民との関係構築のため、政府担当者がアイスブレイクに参加し住民と対話できるようにしたり、担当者の自己紹介時にそれぞれへの質問時間を多くとったりなどの工夫をし、住民と政府担当者の積極的な交流を促した。

2020年10月15日、16日の日程で、全グループ間で生計活動の成果や課題、工夫、成功事例などを共有する発表会を開催した。生計活動委員より、供与された

	農業資機材と研修で得た知識により作付面積を2倍に広げ、この収穫で得た収入から日用品を販売する小規模ビジネスを始めたこと、売り上げにより新しい衣服を子どもたちに買い与え、学校に通わせることができるようになったことなど、他の参加者の意欲向上につながる事例の発表があった。発表会には、生計活動委員、各自助グループから特に積極的に生計活動を行ったグループメンバー、農業省メヘバ事務所、副大統領府移住局ソルウェジ事務所担当者の計81名が参加した。新型コロナウイルス感染拡大への懸念から、当初招聘予定であった地元メディアは不参加となった。 (エ) 自助グループの組織運営能力向上支援 2020年8月17日から26日にかけて、全11グループのリーダーらグループ運営委員を対象に、組織運営研修・会計フォローアップ研修を実施した。当初予定していた参加者数は44名であったが、農業省の研修プログラムとの日程重複などの理由で参加者数は34名となった。不参加であった運営委員には、定例会の場で研修内容を伝えた。研修では、特に運営委員の入れ替えのあったグループで集金が滞ったり、定例会の招集などの運営委員の役割が遂行されていなかったりといった課題が挙げられたため、過去の事業で教授した運営委員の役割や会計帳簿の付け方、活動および集金計画の策定について復習し、現在直面している課題をどのように乗り越えるか議論した。研修終了までに全グループがグループの活動計画を策定したほか、井戸の修理などの互助活動に使用するための集金額および頻度の素案を作った。素案は研修後、各定例会にてメンバーとの議論を経て最終化された。研修後は、1か月に1度、定例会の際に各世帯から約3～5ザンビアクワチャ（約14～24円）を集金している。 研修にて策定された活動・集金計画は、各グループの定例会において適宜見直しが行われた。定例会は2ヵ月に1度以上の頻度で開催され、当会職員が参加し、各グループの組織運営、資金管理、資機材管理状況などについて確認した。
(3) 達成された成果	以下記載の成果は、SDGs目標1、ターゲット1.2「2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」および目標2、ターゲット2.3「2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる」の達成に寄与した。本事業の活動および成果は、メヘバ元難民再定住地の住民が今後継続的に生計活動を実施し、収入を向上させるための基礎づくりを実現し、貧困状態¹にある住民の貧困からの脱却に寄与するものである。 ア) 生計手段に必要な資機材の供与 1-1. 研修参加者の70%以上、各グループでは少なくとも3名以上が供与された農

¹ SDGsで用いられる貧困状態の定義として、国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）は健康、教育、生活水準に関する加重指標のうち、少なくとも3分の1でアクセスがない状態である「多次元貧困」を挙げている

（<https://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/presscenter/pressreleases/2019/MPI2019.html>）。SDGsは貧困に関する取り組みについて「各国による貧困の定義」を用いるとし、この点についてザンビア政府は貧困に関する定義を明確に示していないものの、国際連合児童基金（United Nations Children's Fund: UNICEF）<https://www.unicef.org/zambia/reports/child-poverty-zambia-report-2018>や、Chibuye (2014) <https://journals.sagepub.com/doi/full/10.1177/0956247813519047> が示すように、ザンビアの貧困は「多次元貧困」を定義として扱われることが多い。そのため、本事業においても同様の定義を用いる。メヘバ地域に限った貧困に関するデータはないが、UNICEFが2018年に行ったザンビア全土での子どもを対象とする調査では、Nutrition, Health, Information, Child Protection, Education, Housing, Sanitation, Waterの8項目を年齢別に用いて貧困度を測っており、地方に住む約60%の0歳から17歳までの子どもが3項目以上でアクセスを持たず、家族の収入に起因する貧困度合においては、80%以上がnational poverty lineである大人一人あたりの月収214.26ザンビアクワチャを下回る家庭に属している。地方に位置するメヘバ地域に住む元難民およびザンビア人は、多くが「多次元貧困」状態にあると考え、本事業の活動はザンビアにおけるSDGsの達成に寄与する。

機具や資機材の活用方法につき理解を深める

スタートアップキット・資機材使用方法研修に参加した 53 名のうち、78%で研修実施後の理解度テストの平均点数が研修実施前より向上した。一方、グループごとに 3 名以上が理解度を深めるという数値目標は 11 グループ中 3 グループが未達成であったため、モニタリング時に口頭でテストを行うなどしてフォローアップを行った。その後再度実施した理解度テストでは、対象者 52 名のうち 86%が正答率 80%以上となり、前回のテストで指標未達であった 3 グループを含む全グループの平均点数が、研修実施前より向上した。これにより、研修参加者の 70%以上および各グループ 5 名中 3 名以上が、農機具や資機材の活用方法について理解を深めたことが確認できた。

1-2. 各自助グループが農機具や資機材の管理・利用ルールを策定し、80%以上のグループがルールに則った管理運用をする

全 11 の自助グループが農機具および資機材の管理・利用ルールを策定した。ルール策定以降のモニタリングの結果、また 2020 年 11 月に管理責任者である各グループのリーダー、副リーダー、生計活動委員計 55 名を対象に聞き取り調査を行った結果、全 11 グループにおいて定めたルールに則った管理運用がなされていることが確認できた。

1-3. 調査対象の住民のうち 80%以上が、必要な時に農機具・資機材にアクセスできたと回答する

事後調査の有効回答世帯 65²のうち、全 65 世帯（100%）が必要な時に農機具・資機材にアクセスできたと回答した。

イ） 自助グループ生計活動委員の育成および共同輸送実施支援

2-1. 各自助グループから各 3 名の生計活動委員が選出される

各自助グループから計 33 名の生計活動委員が選出された。各委員はそれぞれが担当する地域において、定例会やグループ農場で作物の栽培指導を行う、また共同輸送の計画・実施時に舵取りを行うなどの役割を果たしている。

2-2. 各自助グループにおいて、グループごとの商品共同輸送のルール・仕組みが策定される

全 11 グループが、共同輸送の際のルールや、グループとしてどの時期にどの作物で共同輸送を行うかなどの具体的な共同輸送実施計画を策定した。策定された計画は共同輸送フォローアップ研修にて見直しを行った。輸送手段であるトラック業者などとの交渉をいつまでに終えておくべきか、販売物を持ち寄る時間をメンバーが守るためにはどうするか、といった、実際の輸送を行ってみての学びを踏まえ、共同輸送の準備開始時期を早めるなどの工夫を盛り込んだ。

2-3. 半数以上の自助グループが 2 ヶ月に 1 回以上、メンバーの生産した商品を市場に共同輸送し販売する

2020 年 7 月に各グループからの有志計 12 名が共同輸送を行ったのち、全 11 のグループが 2020 年 8 月に 1 回目の、2020 年 10 月に 9 グループが 2 回目の共同輸送を実施した。本来は 4 月に第 1 回目を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、副大統領府から大人数での集会の制限の通達があったこと

² 比較対象である事前調査の対象および有効回答世帯数は 70 であるものの、2020 年 10 月末から 11 月にかけて行った事後調査では 5 世帯が他地域に移動していたため、有効回答世帯数は 65 となった。

や、住民が集会を避ける動きがあったことから、開始時期に遅れが生じた。

2020年8月の共同輸送には11グループから計116世帯が参加し、世帯毎の平均利益は約960ザンビアクワチャ（約4,800円³）であった。当会が輸送費を負担しなかった場合の平均利益は約610ザンビアクワチャ（約3,050円）であり、再定住地にて農業を積極的に行っている住民の平均年収である1,276ザンビアクワチャの約50%を一回の共同輸送で確保できた。

2020年10月の共同輸送では9グループから計91世帯が参加し、当会からの輸送費補助なしでの世帯毎平均利益は約680ザンビアクワチャ（約3,400円）であった。

ウ) 生計活動に関する情報共有促進及びネットワーク形成

3-1. 勉強会後の知識確認テストで、調査対象の参加者の平均点が7割以上となる

勉強会実施後の知識確認テストにおいて、参加した55名の平均点は9割以上となる93.3点であった。勉強会では、栽培中の畑の獣害への対応方法が議論されたり、水源の確保に課題を抱えている住民に灌漑の研修を受けたメンバーが紹介されたりするなど、生計活動に必要な知識や情報の交換が活発に行われた。

3-2. 事業開始時に比べ、調査対象の住民において、生計活動に関する情報入手先や農業等に関して相談ができるリソースパーソンがいると回答する人数が増加する

70世帯を対象に実施した事前事後調査において、生計活動にかかるリソースパーソンがいると回答した世帯数は、事前調査時から事後調査時にかけて45から65に増加した。リソースパーソンとしては農業省メヘバ事務所担当官や、自助グループの生計活動委員などが挙げられた。

エ) 自助グループの組織運営能力向上支援

4-1. 全自助グループが活動計画を策定し、振り返りがなされる

全自助グループにて活動および集金計画が策定された。計画では資機材管理状況確認の時期や、グループ内での勉強会の時期、グループ活動に必要な資金を調達するための活動をいつ行うかなどを定めた。策定後、計画は各定例会にて適宜見直しが行われた。

4-2. 全自助グループにより各互助活動に必要な費用が算出される。集金の頻度がグループごとに定められ、住民に周知される

組織運営研修・会計フォローアップ研修実施後、定例会で井戸の修繕等の互助活動に必要な金額が共有され、各グループの集金額、頻度が決定された。

集金ルールは、各グループの定例会にて参加者に周知された。事後調査にて有効回答世帯数65世帯のうち全65世帯が自助グループ内にて集金が行われ、実際に支払ったと回答したことから、集金ルールの周知は有効になされたと言える。

4-3. 調査対象者の少なくとも70%が事業期間中に自助グループ活動を通じて便益を得られたと回答する。また、今後もグループ活動を続ける意思があると回答する

事後調査において、有効回答数65のうち64世帯（約98%）がグループ活動を通じて便益を得られていると回答した。なお、回答した65世帯はすべて、事業終

³ 1ZMW=4.85JPY(2021年2月時点)

	了後も自助グループ活動に継続して参加している。
(4) 持続可能性	農機具などの資機材は各グループに供与し、住民が資機材を必要時に使用できるよう、住民自身で定めた管理ルールに則って各グループの運営委員と生計活動委員が維持管理を担う維持管理体制を構築した。モニタリングを通じて管理状況を継続して確認したところ、事業終了時まで資機材の利用・管理に関する大きな問題は発生していない。 供与した種苗などのスタートアップキットの選定や、共同輸送準備ワークショップ、勉強会には農業省メヘバ事務所担当者に参加してもらい、住民との関係性構築を図った。事後調査では、65世帯中59世帯が生計活動にかかる照会先として農業省担当者が最も好ましいと回答しており、住民が栽培方法に疑問を感じた際に同担当者を訪問するなど、同担当者が住民の生計活動にかかるリソースパーソンとして機能している点を確認できた。さらに、住民のグループ活動全般について副大統領府移住局担当者であるスキームコーディネーターと共有することで、同担当者に管轄地域の住民への支援に当事者意識を持ってもらうことを目指していたが、その上司であるマネージャーと住民との関係性を構築するほうがより有効性が高いと判断し、主にマネージャーと住民との関係構築に重点をおいた。同マネージャーは本事業の研修等にも積極的に参加し、住民との関係性を深めている。今後住民が諸々の課題に直面した際、当会のみならず同担当者に照会をかけ、住民が主体的に課題解決に取り組めるよう、当事者同士の関係性のさらなる強化に努めていく。 2020年12月1日に開始した現行事業（本報告事業の継続案件）の策定にあたり、JICAがメヘバ元難民再定住地で実施する市場志向型農業振興事業と当会N連事業が中長期的に補完しあえるよう、両事業の対象地域、活動対象、活動内容などについて協議、調整した。現行事業開始後は2ヵ月に一回の頻度でJICA事業の実施を担う開発コンサルティング会社と会合を持ち、今後の具体的な相互補完の方法などについて協議する。 本事業では資機材の供与、栽培技術の指導、共同輸送実施支援、栽培にかかるフォローアップ体制の構築などを通じて、農業活動及び生計活動の基盤を整備した。本事業の成果を踏まえ、現行第1年次事業と、2021年12月に開始を予定している第2年次事業において、住民の生計活動および作物の販売ルートの強化を進め、住民の収入向上を図る。